

令和5年12月1日

平塚共済病院院外処方箋疑義照会簡素化プロトコール(ver.2)

国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院

当院では、薬物治療管理の一環として、調剤上の形式的な変更に伴う疑義照会をプロトコール化して、処方医・保険薬局の負担を軽減、薬学的ケアの充実・待ち時間短縮等の効率化を図る目的で院外処方せん疑義照会簡素化プロトコールの運用を開始致します。

原則、当院からの説明を受けた上で運用の趣旨を十分にご理解頂き、合意した場合に実施します。

これは、平成22年4月30日厚生労働省医政局通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえたものです。

□ 合意締結のながれ

1. 当院、薬剤科 医薬品情報室へ連絡（または担当者へメール）し、必要書類を依頼
2. 合意書2部を保険薬局宛に当院より郵送
3. 合意書2部の保険薬局記載欄に記入、押印
4. 合意書1部を当院医薬品情報室宛に返送（1部は保険薬局保管用）
5. 定められた運用開始日より、本プロトコールを開始

□ 処方変更に関わる注意事項

- ・医師が処方箋に「変更不可」のコメント等を記載している場合は本プロトコールの対象外とする
- ・処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とする
また安定性、体内動態等を考慮し利便性が向上する場合に限る
- ・保険薬局は患者に不利益が被らないよう適正な服用・使用方法・安定性・価格等について十分な説明を行ない、患者から同意を得たうえで実施する
- ・本プロトコールに基づく処方変更については、保険薬局の責任により調剤業務を行なうものとする

□ プロトコール詳細

1. 成分名が同一の銘柄変更

例) 後発品 ⇒ 先発品

アムロジピン OD錠 5mg → ノルバスク OD錠 5mg

先発品 ⇒ 先発品

グラクティブ錠 50mg → ジャヌビア錠 50mg

* 患者へ価格や服用方法等の説明後、同意を得て変更する。お薬手帳にその旨明記する。

* 麻薬・抗悪性腫瘍薬の変更不可。

* 生活保護においては、生活保護法等関連する法令の遵守を優先すること。

2. 剤形の変更（安定性・利便性の向上の変更に限る）

例) ビオフェルミンR細粒 → ビオフェルミンR錠

ロスバスタチン錠 2.5mg → ロスバスタチンOD錠 2.5mg

カルボシステイン錠 250mg 2錠(粉碎) → カルボシステイン細粒 50% 1g

* 患者へ価格や服用方法等の説明後、同意を得て変更する。

用法が変わらない場合のみ対応可。安定性・溶解性・体内動態（半減期）等を考慮する。

* 麻薬・抗悪性腫瘍薬・免疫抑制剤の変更不可。

外用薬の剤形変更は不可。（クリーム→軟膏等）

3. 湿布や軟膏の規格変更

例) セルタッチパップ 70mg(6枚入り)×7袋 → セルタッチパップ 70mg(7枚入り)×6袋

ヘパリン類似物質油性クリーム 0.3% 25g×4本 → 同クリーム(100g入り)×1個

* 必ず患者へ容量や形状等につき説明後、同意を得て変更してください。

4. 処方日数の適正化(1)

継続処方されている薬で「1日おきに服用」「透析日」「月・水・金」等指示された処方薬が連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方日数の適正化

例) 他の処方薬が28日分処方されている場合

バクタ配合錠 1錠 朝食後 1日おき 28日分 → 14日分

5. 処方日数の適正化(2)

DPP-4阻害薬の週1製剤、ビスホスホネート系薬剤の週1回・月1回製剤等が、連日投与の他の処方薬と同一の日数で処方されている場合の処方(処方の間違いが明確な場合)

例) 他の処方薬が28日分処方されている場合

ザファテック 100mg 1錠 起床時 28日分 → 4日分

ボノテオ 50mg 1錠 起床時 28日分 → 1日分

6. 処方規格の変更

別規格の製剤がある場合、処方規格を別の規格に変更する事(安定性・利便性の向上に関連する変更に限る)

例) アトルバスタチン 5mg 1回2錠 → アトルバスタチン 10mg 1回1錠

フロセミド 40mg 1回0.5錠 → フロセミド 20mg 1回1錠

* 適応症の確認、患者へ価格や服用方法の説明後、同意を得て変更する

7. 処方薬剤を半割や粉碎・混合するあるいはその逆

例) ゾルピデム 5mg 1錠 → 0.5錠ずつ半割調剤

クロピドグレル 75mg 0.66錠 * 粉碎 → 50mg 1錠

* アドヒアランス向上等の理由にて無料にておこなう

8. 一包化調剤

- * 患者希望・アドヒアランス向上等の理由にておこなう。また、同様の理由にて一包化せず調剤する
- * 抗悪性腫瘍剤や麻薬、覚醒剤原料、一包化不可コメントがある場合を除く
- * 自己調節を指示されている場合もあるため、患者聞き取りを十分におこなう

9. 外用薬の用法追記

例) ケトプロフェンテープ 20mg 医師の指示通り → 1日1回1枚 腰

- * 患者へ用法が口頭指示されている場合に追記する
- * 外用薬を適正使用する上で必要とされる指示に関して用法追記する
(適用回数・部位・使用タイミング等)

10. 残薬調整

- * 継続処方されている処方薬に残薬がある場合に投薬日数を短縮して調剤する
- * 処方箋に「保険医療機関へ疑義照会した上で調剤」のチェックがある場合には疑義照会した上で変更する
- * 服薬管理上問題のある場合「疑義照会連絡票」に加え「トレーシングレポート」にて医師へ報告する

□ プロトコールに該当する変更を行った場合

変更調剤後、疑義照会連絡票（様式1）に必要事項を記入し当院薬剤科医薬品情報室までFAXにて送信をお願いします。内容に応じて処方医へ連絡、処方の修正を行います。ただし、一般名処方に基づいて調剤した場合の情報提供書、および後発品医薬品への変更報告の連絡は不要です。

また、プロトコールに該当しない疑義照会は診療科へお電話にて問い合わせを行ってください。

□ プロトコールに関する問い合わせ先

- * 平日 8:30-17:15 (FAXは24時間受付可能)

平塚共済病院 薬剤科 TEL:0463-32-1950(代) (内線:2216) FAX:0463-37-5036

yamaguchi-hn@kkr.hiratsuka.kanagawa.jp (担当 山口)

令和3年12月1日作成

令和5年12月1日改訂